

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

**I 現状 ※(参考資料 下関市地域防災計画 令和7年2月修正)**

(1) 地域の災害リスク

①風による被害

本市での風の被害は、主に台風や季節風によるものであるが、最近では特に台風によるものが多い。台風が強い勢力を保ったまま九州の西海上を北上し、対馬海峡を通過したときや長崎に上陸した後北東に進んだ場合には、本市でも大きな災害が発生している。昭和17年の周防灘台風や平成3年の台風第19号、平成16年の第18号等がこれにあたる。

その他、日本海に面する豊北地区では、冬期における季節風や低気圧の発達で海岸部での被害が発生している。

②雨による被害

雨による被害は、台風と梅雨前線によるものが多い。災害の推移をみると、近年は台風によるものが減少し、梅雨前線によるものが増加している傾向にある。集中豪雨は、活動が活発な前線が山口県付近で東西に停滞したときに起こるもので、この場合、前線に向かって九州西海上や豊後水道から暖かく湿った空気が流入していることが多いのでこのような状況のときは注意を要する。

本市では、1時間雨量が30mm、3時間雨量が50mm、24時間雨量が100mmを超えると、何らかの形で被害が出始めるのが通例である。

令和7年8月9日からの大雨では、8月12日までの間に、下関の観測地点において、512.0mmを観測。また、月最大24時間降水量366.0mmを観測し、観測史上1位の記録を更新した。

令和5年7月7日からの大雨では、7月10日までに間に338.5mmを観測し、令和6年7月10日からの大雨では、7月12日までの間に241.0mmを観測するなど、近年は毎年のように大雨を観測している。

③高潮による被害

台風が強い勢力を保ったまま①で述べたような経路を進んだ場合には、猛烈な東ないし南よりの風により瀬戸内海や豊後水道から海水が吹き寄せられ、高潮による災害が起こりやすくなる。さらに、高潮が満潮時に重なると潮位は著しく高くなる。

過去最も大きな被害をもたらした高潮は、昭和17年8月27、28日の周防灘台風に伴うもので、長府、王司、清末、小月、王喜方面の瀬戸内海沿岸に甚大な被災をもたらした。小月においては平常の満潮時より4mも潮位が高くなった。

最近の例では平成11年9月24日の台風第18号があり、台風の接近と大潮の満潮が重なり、山口県の瀬戸内海沿岸で広く高潮による家屋浸水等の多大な被害が生じた。当時の下関市を含む4市4町に災害救助法が適用された。

④風水害

本市における治山、治水対策は、整備を行っているが、未整備箇所、危険箇所も多く、防災力が向上しているとはいえ、大災害の危険性も残されていると考えるべきであろう。

梅雨前線が山口県や福岡県の近くに長く停滞、この前線の活動が活発化するときには、数日間の長雨の後に集中的な豪雨となることがあり、河川の氾濫、急傾斜地のがけ崩れなどが発生しやすいので注意を要する。

また、台風が九州に上陸し日本海に進む場合、又は九州東部に上陸するか、豊後水道を北上して山口県に接近あるいは上陸する場合には、豪雨を伴うことが多いため注意を要する。水害に暴風又は高潮が重なるときは、特に大災害の危険があるため警戒を要する。

風水害による危険に対しては、以上のことを考慮し、更に現在の危険地域、問題点を把握して、対応を執る必要がある。

## ⑤地震

文部科学省が所管する地震調査研究推進本部が、平成28年7月（平成28年9月30日訂正）に公表した「中国地域の活断層の長期評価」によれば、山口県を含む中国地域全域で今後30年以内にマグニチュード6.8以上の地震が発生する確率は50%、又、下関市を含む中国地域の西部区域では14～20%となっている。

なお、本市に分布する菊川断層帯の長期評価が見直され、従来公表されていた神田岬北西方の沖合から菊川地区を通り吉田地区に至る長さ約43kmが中部区間と呼称され、新たに響灘沖合から神田岬北西方沖に至る長さ約53kmの北部区間、そして山陽小野田市埴生付近から山陽小野田市竜王山に至る長さ約18kmもしくはそれ以上の南部区間が追加され、菊川断層帯としては、長さ約114kmもしくはそれ以上の断層帯と評価された。

本断層帯の各区間はそれぞれ別々に活動すると推定されるが、複数区間が同時に活動する可能性も否定されておらず、その場合はマグニチュード7.8～8.2程度もしくはそれ以上の地震が想定され、各区間がそれぞれに活動した場合は、マグニチュード6.9～7.7、震度に関しては、震度5弱～7が想定される。

なお、中部区間については、今後30年以内に地震が発生する確率が0.1～4%と評価され、我が国の主な活断層の中では、発生確率の高いグループに位置付けられたが、北部、南部区間については、発生確率は不明となっている。

菊川断層帯以外で、本市に大きく影響を及ぼす恐れのある活断層としては、周防灘断層帯及び小倉東断層帯が考えられるが、特に小倉東断層帯については、小倉北区から海域を含めた北方に位置する本市の南部まで延長される可能性についても表記されており、今後の評価に注意する必要がある。

その他地震災害に関しては、地震動による家屋損壊や火災等の発生に加えて、揺れに伴う急傾斜危険箇所等での斜面崩壊や地滑り等の危険についても考慮する必要がある。

## ⑥津波

山口県に影響する津波には、周防灘で起こる活断層型地震によるもの、安芸灘周辺や南海トラフで起こる海溝型の地震によるもの、日本海で起こる地震によるものがある。

1983年の日本海中部地震で発生した津波により、山口県で9隻の船舶に被害が出たことが記録として残されているが、これ以上に大きな津波が発生したという記録は見られない。しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により甚大な被害をもたらしたことを受け、政府中央防災会議の下に設置された「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の提言では、今後、地震・津波の想定を行うに当たっては、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討していくべきとされたところである。

南海トラフを震源とする地震は、21世紀前半に起こる可能性が高いと言われており、さらにその震源域の広がり方の多様性から、内閣府に平成23年8月設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」においては、科学的知見に基づき想定すべき最大クラスの地震・津波の検討が進められ、津波断層モデルの地震の規模（マグニチュード）は9.1と推定された。また、平成24年8月に第二次報告においては、四国沖～九州沖に大（超大）すべり域を設定したケースとして、下関市の津波高（10mメッシュ）最大4m（満潮時）と浸水域等の推計結果が示された。

今後、発生頻度の高い津波への備えを万全にするとともに、こうした検討状況を十分に踏まえ、南海トラフ沿いで起きる最大クラスの津波に対し、十分に配慮した備えへの強化が必要である。

## ⑦液状化現象

液状化に対しては、過去の液状化の事例から、地表面最大速度が70～100gal程度以上、震度階級にして4～5の境界付近以上で、液状化を発生する可能性があると言われている。地盤としては、地下水水位が浅く、ゆるい土粒子構造の沖積地盤をはじめとして、旧河道地盤、埋立地番で起こりやすく、本市においても下関地区の長府から小月までにかけての埋立地、下関駅周辺及び彦島の西岸、綾羅木川、木屋川、栗野川流域にその可能性がある。

(2) 下関商工会議所管内及び下関市商工会管内の商工業者の状況（平成 26 年経済センサス基礎調査）

①下関商工会議所管内

| 商工業者数 | 小規模事業者数 |
|-------|---------|
| 7,743 | 5,770   |

（うち事業継続力強化に取り組んでいる小規模事業者数を把握していないため、今後会員アンケート、巡回指導等で確認）

| 産業大分類         | 事業者数  | ※小規模事業者数 | 備考（立地条件等） |
|---------------|-------|----------|-----------|
| 卸売業・小売業       | 3,045 | 1,751    | 市内広域に分散   |
| 宿泊業・飲食サービス業   | 1,139 | 610      | 市内広域に分散   |
| 建設業           | 806   | 762      | 市内広域に分散   |
| 製造業           | 600   | 467      | 長府・彦島に多い  |
| 生活関連サービス業・娯楽業 | 957   | 797      | 市内広域に分散   |
| その他           | 1,196 | 1,383    | 市内広域に分散   |

②下関市商工会管内

| 商工業者数 | 小規模事業者数 |
|-------|---------|
| 1,581 | 1,321   |

（うち事業継続力強化に取り組んでいる小規模事業者数を把握していないため、今後会員アンケート、巡回指導等で確認）

| 産業大分類         | 事業者数 | ※小規模事業者数 | 備考（立地条件等） |
|---------------|------|----------|-----------|
| 卸売業・小売業       | 508  | 435      | 中心市街地に集中  |
| 宿泊業・飲食サービス業   | 417  | 351      | 主要国道に分散   |
| 建設業           | 230  | 212      | 広域に分散     |
| 製造業           | 157  | 121      | 工業団地等に集中  |
| 生活関連サービス業・娯楽業 | 179  | 137      | 広域に分散     |
| その他           | 90   | 65       | 広域に分散     |

※卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業は、従業員 1～4 人  
建設業、製造業は、従業員 1～19 人

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

①下関市地域防災計画の策定

災害対策基本法第 4 2 条の規定に基づき、下関市防災会議が作成。

この計画は、国の防災基本計画に基づき、指定行政機関及び指定公共機関の防災業務計画、山口県の山口県地域防災計画の内容と抵触しない範囲で、本市地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害の予防・災害応急対策及び災害復旧対策について必要な事項を定めている。

また、同条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

②ハザードマップの作成及び配布

洪水、土砂災害、高潮、津波、内水のハザードマップを作成し、関係する市民への配布及び市ウェブサイトへ掲載等により防災意識の啓発に努めている。

③下関市防災メール配信サービス等の提供

登録制によるメール配信等により、気象情報、地震情報、避難情報などの防災情報を提供している。

#### ④ 3市合同防災図上訓練

大規模な被害をもたらす自然災害を模擬することにより、災害対応における意思決定機能の強化、的確な情報収集及び伝達による災害対策本部対処能力の向上及び国・県等の関係機関との連携強化を図るものである。

併せて、下関市・長門市・美祢市による合同訓練を通じて、災害時相互応援協定に基づく隣接する3市相互間の災害時における応援協力体制を推進する。

#### ⑤ 防災備品の備蓄

災害が発生した場合、民間企業等に対し、直ちに供給要請を行うことができるよう応援協定を締結。食料の確保、飲料水の供給、生活必需品等の確保に努めている。

### 2) 商工会及び商工会議所の取組

- ・域内の小規模事業者における事業者の取組状況を把握するため、BCP対策セミナー開催時にアンケート調査を行った。
- ・下関市が提供するハザードマップ、NHKが提供する防災アプリを活用し、自然災害等のリスクを周知した。
- ・民間損害保険会社と連携し、事業継続力強化に関するセミナーを開催し、事業継続力強化計画、BCP等の国の施策を周知するとともに、策定の必要性を啓発し、各種損害保険制度の加入促進を行った。

### 3) 事業継続力強化支援計画の実施状況

#### ① 窓口・巡回相談時における周知

796件

#### ② 会報及びホームページ等で活用した周知

#### ③ BCP対策セミナーの開催

6回開催 参加者46名

#### ④ BCP作成支援

上記③対策セミナー等で簡易版BCP作成シートの紹介を行っている。件数は把握出来ていない。

#### ⑤ 事業継続力強化計画作成支援 2件

## II 課題

- ① 市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況詳細を把握できていない。
- ② 地域の多様化、激甚化する自然災害等リスクについて、当所及び当会、当市の間でさらなる議論が必要である。
- ③ 本計画の実行にあたって、保険・共済や資金繰りに対する助言を行える当会経営指導員等の職員の不足、防災・減災等の重要性を周知する専門的な知識の不足といった課題がある。

## III 対策

- ① 事業継続力強化への取組状況については、経済産業省ホームページに掲載の事業継続力強化計画の認定事業者一覧や当会会員へのアンケートや巡回等での聞き取り等で把握する。
- ② 当所及び当会、当市で必要に応じて担当者連絡会を開催し、本計画に係る情報共有、地域の実情を踏まえた災害リスクや支援内容の確認・意見交換を実施する。また、実施状況に応じた適切なタイミングで見直しを行うこととする。
- ③ 保険・共済や資金繰り支援、防災・減災に対する専門的な助言を行う当会経営指導員の不足については、民間損保保険会社、日本政策金融公庫、中小機構など他の支援機関と連携し、セミナー開催や専門家派遣を行う。加えて、当会職員向けに研修や勉強会等を開催し専門知識の習得及び

最近情報の収集に努める。

#### IV目標（商工会及び商工会議所の行動指針）

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害等のリスクを認識させ、各地域に応じた事前対策の必要性を周知し、対策を講じることで地域経済の維持を目指す。
- ・支援においては、市内事業継続力強化計画認定数が65者（中小企業を含む）と少ないことから事業者BCPの策定支援に加え、被災時の事業継続力強化に係る取組として、損害保険の加入などリスクファイナンスの取組を促進する。

具体的には、以下の目標を設定し取り組んでいくこととする。

- ①事業継続力強化計画ならびに事業者BCP策定・見直しを行う。
  - ②市内全体の事業継続力強化計画認定数（3件/年）
  - ③リスクファイナンスとして損害保険加入（3件/年）
  - ④窓口・巡回相談時における周知（窓口・巡回件数1,000件/年）
  - ⑤会報及びホームページ等を活用した周知
  - ⑥BCP対策セミナーの開催（1回/年）
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### 1 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

### 2 事業継続力強化支援事業の内容

#### (1) 市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ・経済産業省、自治体と連携し市内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況等の事業継続力強化の取組状況を把握する。
- ・伴走型補助金等を活用し、市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を調査・把握する。

#### (2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- ・窓口・巡回相談時に、本市のハザードマップを用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策等について説明を行う。また、会報や市報、当所及び当会のホームページ、メールマガジンにおいて、国の施策の紹介やリスク対策の必要性。損害保険会社の商品等の紹介を行う。
- ・経済産業省ホームページに掲載のリスクファイナンス判断シート等を活用し、事業者にリスクファイナンスの考え方を啓発し、自然災害等の災害発生時の資金繰りについて注意喚起する。

#### (3) フォローアップ

当所及び当会は、対策セミナー後、小規模事業者の取組状況を確認し、計画期間終了後の再策定・再申請へつなげる支援を行う。

#### (4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

会報誌などで域内の事業者の事業継続力強化に関する事例を紹介する。

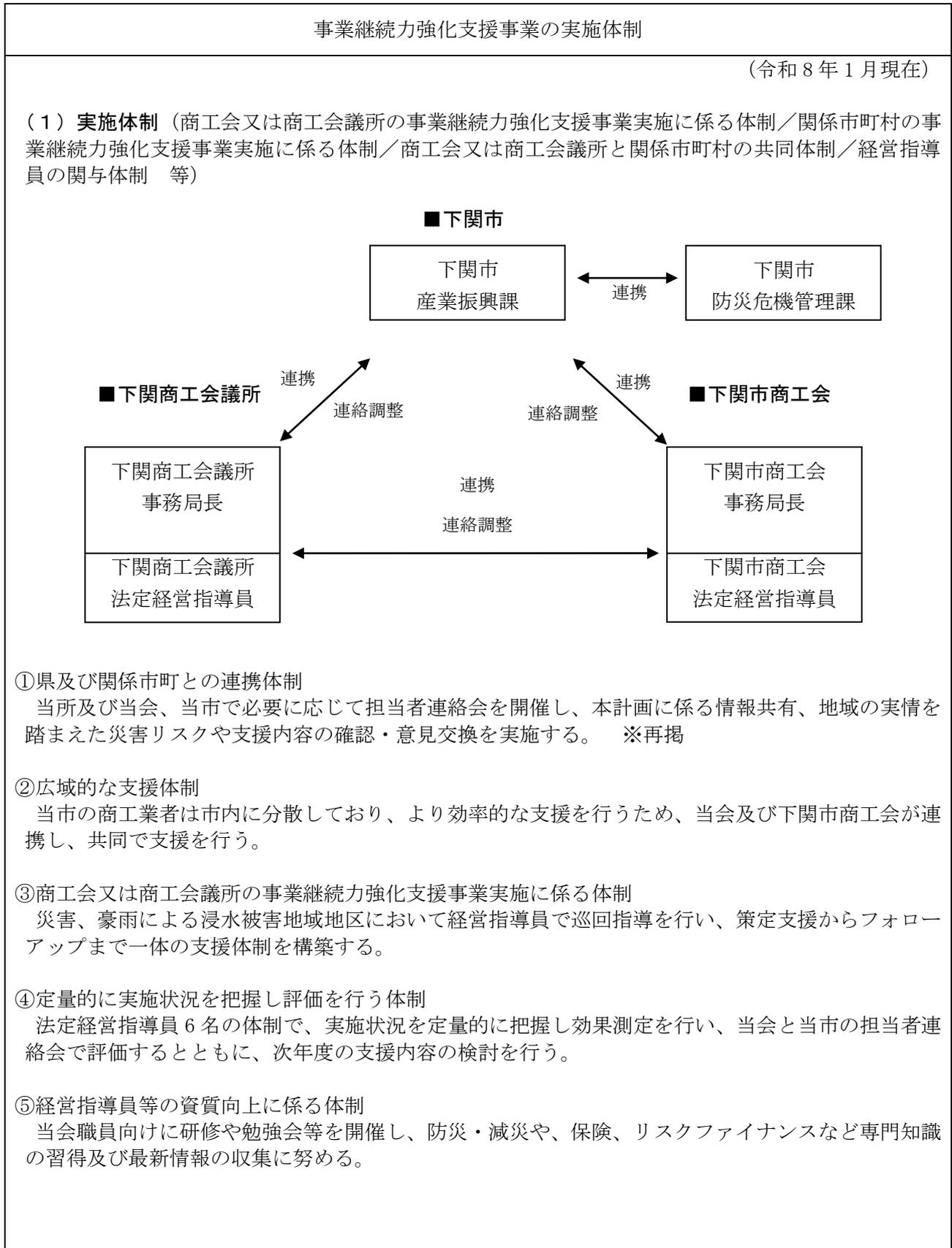
#### (5) 関係団体等との連携

民間損保保険会社、日本政策金融公庫、中小機構など他の支援機関と連携し、セミナー等の共催を行う。

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

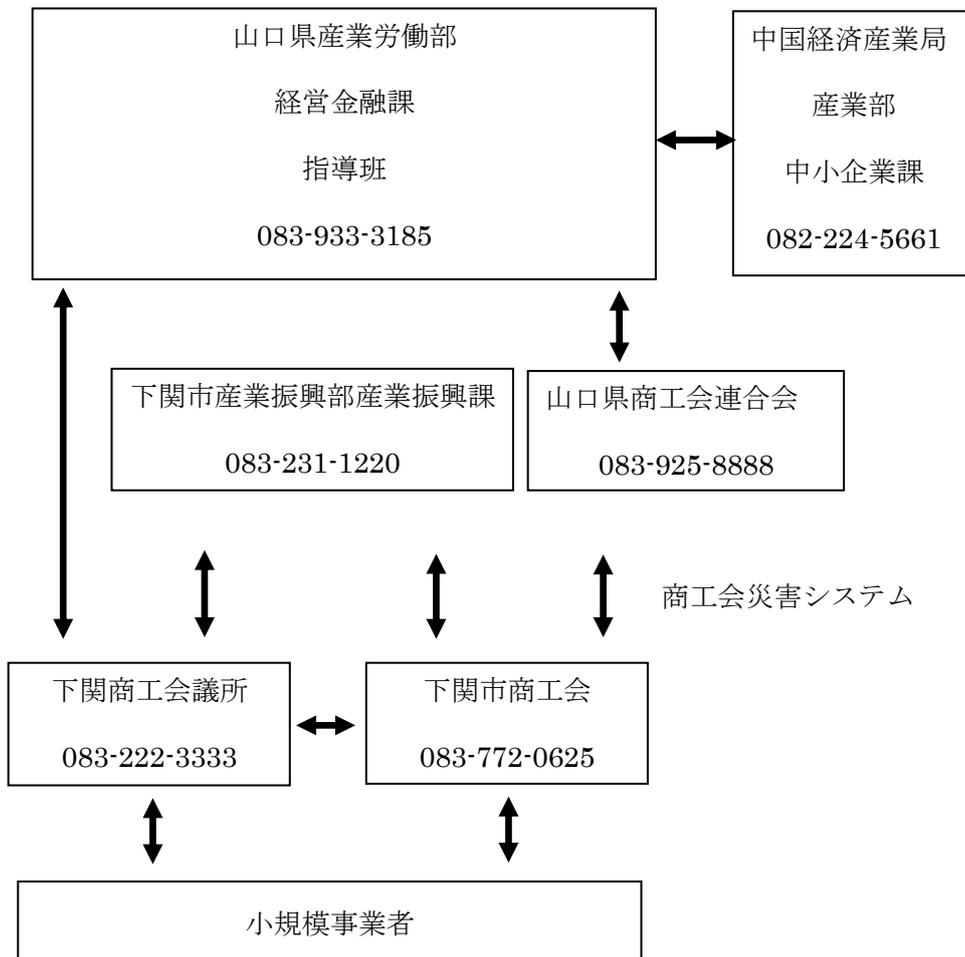
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



〈発災時における指示命令系統・連絡体制〉下図は、連絡ルートの一例

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動の可否を決める。
- ・当所及び当会、当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方式について、あらかじめ確認しておく。
- ・当所は、当所及び当会が共有した情報を、メール又はファックスにて山口県へ報告する。
- ・感染症流行の場合などは、適宜、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当所は、当所及び当会が共有した情報を、メール又はファックスにて山口県へ報告する。



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

- ①当該経営指導員の氏名、連絡先  
(下関商工会議所)

経営指導員 中尾勝典・佐々木弘治・森本千春

(下関市商工会)

経営指導員 寒川博史、松岡孔明、吉田真人

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画の取組実施における目標・指標の設定
- ・本計画に基づく事業の進捗管理、見直し等フォローアップ

③広域経営指導員の当否

経営指導員 佐々木弘治、寒川博史の2名は、施行規則第2条第2項に規定する広域指導員に該当する。

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

下関商工会議所 中小企業相談所

〒750-8513 下関市南部町21番19号

TEL：083-222-3333 FAX：083-222-4094

E-mail：webmaster@shimonoseki.cci.or.jp

下関市商工会 本所

〒759-6311 下関市豊浦町大字吉永1861番1号

TEL：083-772-0625 FAX：083-772-2361

E-mail：shimonoseki@yamaguchi-shokokai.or.jp

②関係市町村

下関市

産業振興部産業振興課

〒750-0006 下関市南部町21番19号

TEL：083-231-1220 FAX：083-235-0910

E-mail：sangy\_ch@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

- ・上記内容等に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

|         | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 |
|---------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 必要な資金の額 | 200   | 200   | 200    | 200    | 200    |
| セミナー開催費 | 100   | 100   | 100    | 100    | 100    |
| 専門家派遣費  | 100   | 100   | 100    | 100    | 100    |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

| 調達方法                                 |
|--------------------------------------|
| 山口県（経営発達支援促進・事業継続力強化支援促進事業費）、伴走型補助金等 |

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

